

メール配信システムのながれ

この情報は、認知症などにより行方が分からなくなった方の早期発見・早期保護のため、ご家族等の申出によりご本人の特徴等を、メール配信システムに登録された方(市民・事業所)の携帯電話やパソコンにメールで送信し、広く情報提供を求めるサービスです。

万一、行方不明が発生した時は・・・

発生～メール配信までの流れ

①(ご家族)警察署に捜索願を届け出る

②(ご家族)配信依頼書を市高齢福祉推進課に提出

【 連絡先 】

★令和6年10月1日から受付時間が変わります★

・平日 9時00分から16時45分まで(開庁時間内)

高齢福祉推進課へ ☎0749-23-9660

・上記時間外の対応

平日 8時30分から9時00分、16時45分から19時00分まで

土日・祝日・年末年始(8時30分から19時00分まで)

※「行方不明の発生」と「高齢福祉推進課の職員に連絡を」とお伝えください。

彦根市役所へ ☎0749-22-1411

③(市)依頼者に配信内容を確認

・提出のあった配信内容をもとに、市職員が依頼者にメールの内容を確認します。

④(市)捜索者情報を登録者に配信

・配信依頼書の内容をメール配信システムに登録している市民や事業所(捜索協力者)にメールまたはFAXなどで市高齢福祉推進課から配信します。

配信時間は、8時30分から19時までです。

発見されたら・・・



- ・発見者から、彦根警察署(☎27-0110)に連絡が入ります。
- ・警察署から発見連絡を受けられた依頼者(ご家族等)は市高齢福祉推進課へ連絡をお願いします。
- ・捜索が終了した旨を市高齢福祉推進課から捜索協力者に情報配信します。

彦根市高齢福祉推進課
電話 0749(23)9660

FAX 0749(30)9231

<配信依頼書>

下記の窓口または市のホームページからもダウンロードできます。

① 保護対象者が行方不明になられたら 伝言板の登録→スタート

どこシル伝言板にアクセス。行方不明情報を登録し、伝言板をスタートさせます。

1 伝言板

ログインし、行方不明情報の入力を選択します

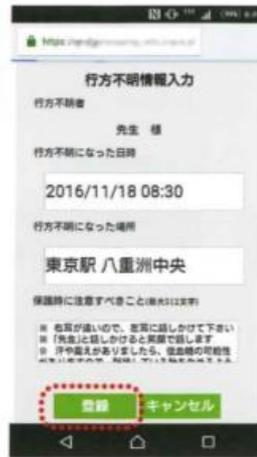


<https://qr-d.jp/>



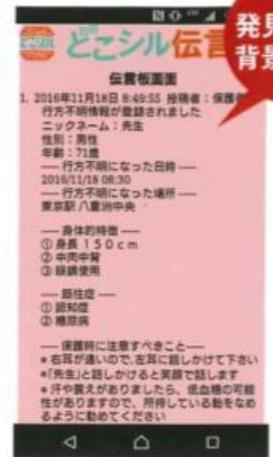
2 伝言板

行方不明になった日時や場所、発見時の注意事項等を入力し登録ボタンを選択します



3 伝言板

伝言板が作成されました。発見前は背景色が赤で、発見後は、解決後と背景色が変化します



発見前は背景が赤